

平成27年12月定例会 過疎・少子高齢化対策特別委員会(事前)

平成27年11月27日(金)

[委員会の概要]

南委員長

ただいまから、過疎・少子高齢化対策特別委員会を開会いたします。(10時33分)

直ちに議事に入ります。本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。付議事件につきましては、お手元に御配布の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明事項】

- 提出予定案件について(資料①)

大田保健福祉部長

12月定例会に提出を予定いたしてございます過疎・少子高齢化対策関係の案件につきまして、説明を申し上げます。委員会説明資料の1ページをお開きください。1、その他の議案等、(1) 条例案でございます。

一点目、アでございますが、徳島県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例を廃止する条例は、介護基盤緊急整備等臨時特例交付金等の対象事業が終了したことに伴いまして、徳島県介護基盤緊急整備等臨時特例基金を廃止するものでございます。

続きまして、イの徳島県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例を廃止する条例は、介護職員処遇改善等臨時特例交付金の対象事業が終了したことに伴いまして、徳島県介護職員処遇改善等臨時特例基金を廃止するものでございます。

12月定例会の提出予定案件の説明は以上であります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

南委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会における質疑につきましては、提出予定案件に関連する質疑及び緊急を要する案件に限定するとの申合せがなされておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

古川委員

補正予算に出ています地域医療介護総合確保基金の積立金について、お伺いしたいんですけども、この積立金は県で計画を策定して、計画実行のための事業費として積み立てるということになっているんですけど、この計画というのはどういうもので、今どういう状況か教えてください。

原田医療政策課長

ただいま、古川委員さんのほうから地域医療介護総合確保基金の計画等について、御質

問を頂きました。

この地域医療介護総合確保基金の概要ですけれども、現在国におきましては、医療や介護が必要な状態になりましても、できる限り住み慣れた地域に必要な医療介護サービスを受けつつ、安心して自分らしい生活を実現できる環境を整備していくことが喫緊の課題となっております。このため、平成26年6月にはいわゆる医療介護総合確保推進法、一括法でございますけれども、これが可決成立するとともに、関連法である地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律が改正され、まず、こういった制度面での対応がされております。あわせて、消費税の増収分を財源といたしまして、医療介護サービスの提供を確保するための新たな財政支援制度が創設されまして、各都道府県において消費税増収分を財源として活用した基金を設置した上で、事業計画を策定いたしまして、実施するという仕組みになっております。

そこで、国からの交付金と県の負担分を財源といたしまして、平成26年度から基金を設置いたしまして、地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業に要する経費に充当することといたしております。国の平成27年度当初予算におきましては、平成26年度と同額の904億円の基金規模が確保されておまして、うち国が3分の2の602億円を負担し、残りの3分の1の302億円を地方が地方消費税を財源として負担することとなっております。徳島県におきましては、平成26年度は17億8,000万円、全国でも18位だったんですけれども、平成27年度につきましては、全国11位の順位となっておりますが、既に26億6,000万円の内示を頂いておりますので、これを積み立てる予定となっております。

対象事業なんですけれども、病床の機能分化連携、これは地域ビジョンの達成に向けた医療機関の施設・設備の整備に関すること、二つ目は在宅医療の推進でございます、これは在宅医療の推進のための事業に充てるものでございます。三つ目は、医療従事者の養成・確保といたしまして、医師や看護職員の確保等に充てる事業でございます。

現在の計画の状況でございますけれども、一次内示で21億1,000万円頂いておりますので、その際に一度計画を立てまして国のほうに提出しておりますが、今回補正予算案を提出させていただいております5億5,000万円を追加配分いただいておりますので、これと合わせて26億6,000万円を、12月3日に、医療関係者等専門家の方々にお集まりいただく協議会が開催されますので、そこでお諮りをして、最終的に決定をさせていただくという段取りになっております。

古川委員

今回の5億5,000万円っていうのは、医療分だけですか。

(「さようでございます」と言う者あり)

じゃあ、介護のほうは、この基金はどんな状況なんですか。

春木長寿いきがい課長

ただいま、古川委員さんからこの基金の介護分について、御質問を頂いております。介護分につきましては、医療分に遅れること一年と言いますか、平成27年4月から事業が実施されております。

まず、介護分の基金の対象を説明させていただきますと、一つは介護施設等の整備に関

する事業、二つ目はソフトなんですけれども、介護従事者の確保に関する事業、この二つの事業を実施するという事になっております。

それで、平成27年度の国の予算では、その施設分、ハード分については全体で634億円、それから、介護従事者の確保、ソフト事業については90億円が計上されております。それで、本県に置き換えてみますと、6月補正予算として国の内示額が約11億3,000万円余りございまして、こちらのほうは予算として6月議会で御承認いただいている状況でございます。

古川委員

介護分の具体的な実施メニューとか、補正予算で前に決めていた実施状況はどうなっておりますか。

春木長寿いきがい課長

ただいま、実施の内容ということで御質問を頂いております。施設整備事業といたしましては、地域密着型の特別養護老人ホームでありますとか、認知症の高齢者のグループホーム、それから小規模多機能型の居宅介護事業所等の整備、施設内保育所の設置などについて事業実施しているところでございます。

人材確保事業につきましては、基盤整備の部分といたしまして、地域包括ケアの推進会議の運営事業、参入促進ということで、多様な世代への理解促進、職場体験実施事業、資質向上として、認知症ケアに関わる人材育成事業等、人材確保に寄与するものであれば、かなり前広と言いますか、間口が広く対応できるのかなということで、事業の推進をしているところでございます。

古川委員

分かりました。また詳しく聞かせてもらいたいと思います。よろしく願いいたします。

南委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

以上で質疑を終わります。

これをもって、過疎・少子高齢化対策特別委員会を閉会いたします。(10時43分)